

く 留 倍 遺 跡 2

—三重県四日市市大矢知町—

2007（平成19）年3月

四日市市教育委員会

例 言

- 1 本書は、平成18年度に三重県四日市市教育委員会が国庫補助事業として実施した、久留倍（くるべ）遺跡の発掘調査の結果をまとめたものである。
- 2 久留倍遺跡は、三重県四日市市大矢知町字久留倍・字矢内谷に所在する。
- 3 調査にかかる費用は国及び県の補助を受け、四日市市が負担した。
- 4 調査は、現地での検出・掘削作業を平成18年7月4日から7月26日まで、写真撮影・図面図化作業を8月16日まで、整理作業を平成19年3月30日まで行った。
- 5 調査の場所は、政庁部分とその西側の区画溝の2ヶ所である。合計の調査対象面積は、2,150㎡である。
- 6 発掘調査は、以下の体制で行った。

調査主体	四日市市教育委員会
調査担当	四日市市教育委員会 社会教育課 文化財係 指導主事 服部芳人 嘱託 濱辺一機
調査指導	八賀 晋（三重大学名誉教授） 山中 敏史（奈良文化財研究所埋蔵文化財センター遺跡整備研究室長） 山中 章（三重大学人文学部教授） 早川 万年（岐阜大学教育学部教授） 清永 洋平（奈良文化財研究所飛鳥資料館）
調査協力	国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所 文化庁文化財部記念物課 三重県教育委員会 三重県埋蔵文化財センター
現地作業	株式会社 イビソク
- 7 本書の執筆および編集は、服部芳人が行った。
- 8 遺構写真は、濱辺一機が撮影した。
- 9 本書で用いた遺構実測図は、国土調査法による第Ⅵ座標系を基準とし、方位の表示は座標北を用いた。当遺跡では、真北は座標北に対して0° 22′ 西偏し、磁北は真北に対して6° 30′ 西偏する。ただし、地図の表示は真北である。
- 10 本書で報告した記録類および出土遺物は、四日市市教育委員会において管理・保管している。
- 11 本書で使用した土層の色調は、『新版 標準土色帖』（小山・竹原編 1994年版）を用いた。
- 12 本書における遺構表示略記号は、以下の通りである。

SB:掘立柱建物	SH:竪穴住居	SD:溝	SK:土坑	SE:井戸	SX:古墳・墓	SR:谷	SA:柵（堀）
----------	---------	------	-------	-------	---------	------	---------

本 文 目 次

写 真 図 版

I 前言	図版 1	S B 4 3 6 正殿（西から） S B 4 3 6 正殿（北東から） S B 4 3 1（北西から）
1. 調査に至る経緯・・・・・・・・・・ 1		
2. 調査の経過・・・・・・・・・・ 1		
II 調査の成果		S D 4 9 5 ②トレンチ北壁（南から） 政庁全景（南西から）
1. 政庁部分・・・・・・・・・・ 5	図版 2	S B 4 4 4 左後脇殿（東から） S D 4 9 5（北から） S B 4 3 4 八脚門と堀（南から） 政庁北西部分（南東から）
2. 区画溝部分・・・・・・・・・・ 6		
III まとめ・・・・・・・・・・ 7		

挿 図 目 次

第1図 遺跡位置図（1：50,000）・・・・・・・・ 2
第2図 調査区位置図（1：2,500）・・・・・・・・ 2
第3図 遺構配置図（1：1,000）・・・・・・・・ 3～4
第4図 S D 495 遺構図（1：200）及び トレンチ土層断面図（1：80）・・・・ 6

I 前 言

1. 調査に至る経緯

久留倍遺跡（第1図）は、四日市市の北東部、市内大矢知町字久留倍と字矢内谷に所在する弥生時代から中世にかけての集落遺跡である（市遺跡番号74・範囲は東西約350m、南北約300m）。

当遺跡のほぼ中央の東向きの斜面上を、北東方向から南西方向に貫通する形で、一般国道1号北勢バイパスの建設が計画、事業化されたのは昭和63年のことである。

一般国道1号北勢バイパスとは、三重郡川越町南福崎を基点として、朝日町、四日市市内を経て鈴鹿市稲生町（国道23号線に接続）に至る全長28.4km、四車線のバイパス道路で、北伊勢地域の慢性的な交通渋滞の緩和を目的とするものである。

この北勢バイパスの路線部分と「道の駅」建設予定地の約47,000㎡を対象にして、平成11年度と平成13年度から17年度にかけての6次にわたり、約37,000㎡（本調査約27,000㎡、範囲確認調査約10,000㎡）の広大な面積の事前調査を、四日市市教育委員会が行ってきた。また昨年度には、国庫補助事業の範囲確認調査を第7次調査として行っており、今回は第8次調査となる（第2図）。

2. 調査の経過

今回発掘調査を行った丘陵頂部の平坦面については、平成15年度に第4次の範囲確認調査（F地区）として行われており、概ねその概要は掌握されていた。しかし、その当時丘陵斜面部分を中心に区画溝で囲まれた正倉院が確認されつつあり、その重要性が浮かび上がる中、保存協議の必要性が生じてきていた。そこで、律令期の遺構が丘陵頂部平坦面のどこまでの広がりを持って存在しているか否かなどを、調査期間の制約の中で把握しなければならず、大まかな遺構検出を行うに止まらざるを得なかった。

その結果、頂部平坦面部分には正殿・脇殿・八脚門・楼閣などから構成される政庁の掘立柱建物群が確認された。翌年度には、その政庁や正倉院、館・厨などが、古代伊勢国朝明郡衙の可能性が高いとして、全国的にも注目をされはじめ、その保存について再三開発側などと協議が持たれた。その結果、よ

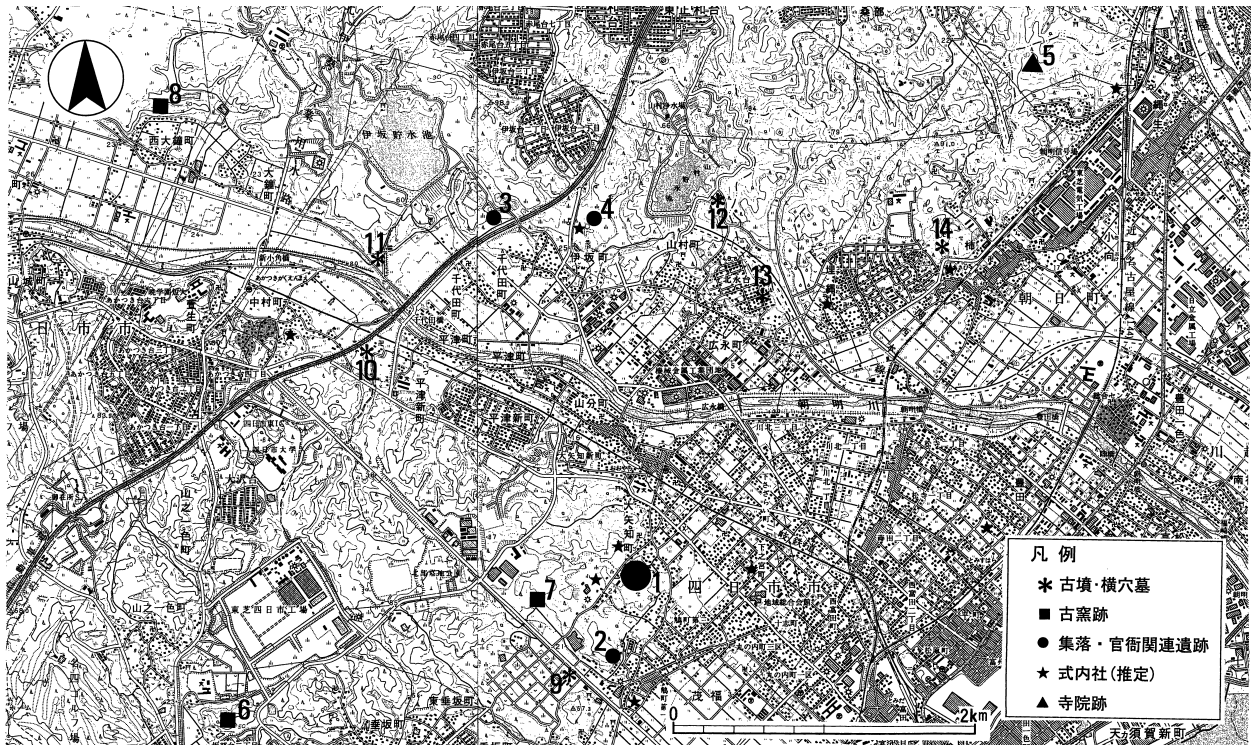
うやく平成16年度の末に、政庁と正倉院部分の保存が決定することとなった。また、今年度の平成18年には、国史跡「久留倍官衙遺跡」として5月19日に答申がなされ、7月28日の官報の告示をもって国史跡に指定された。

さて、今回の調査は、史跡整備計画を立案するため、郡衙の中心的な施設である政庁部分の再精査を行うことと、政庁の時期が未だ決着を見ていないため、その西側に存在する区画溝を掘削して出土する遺物により時期を確定することを目的とした。

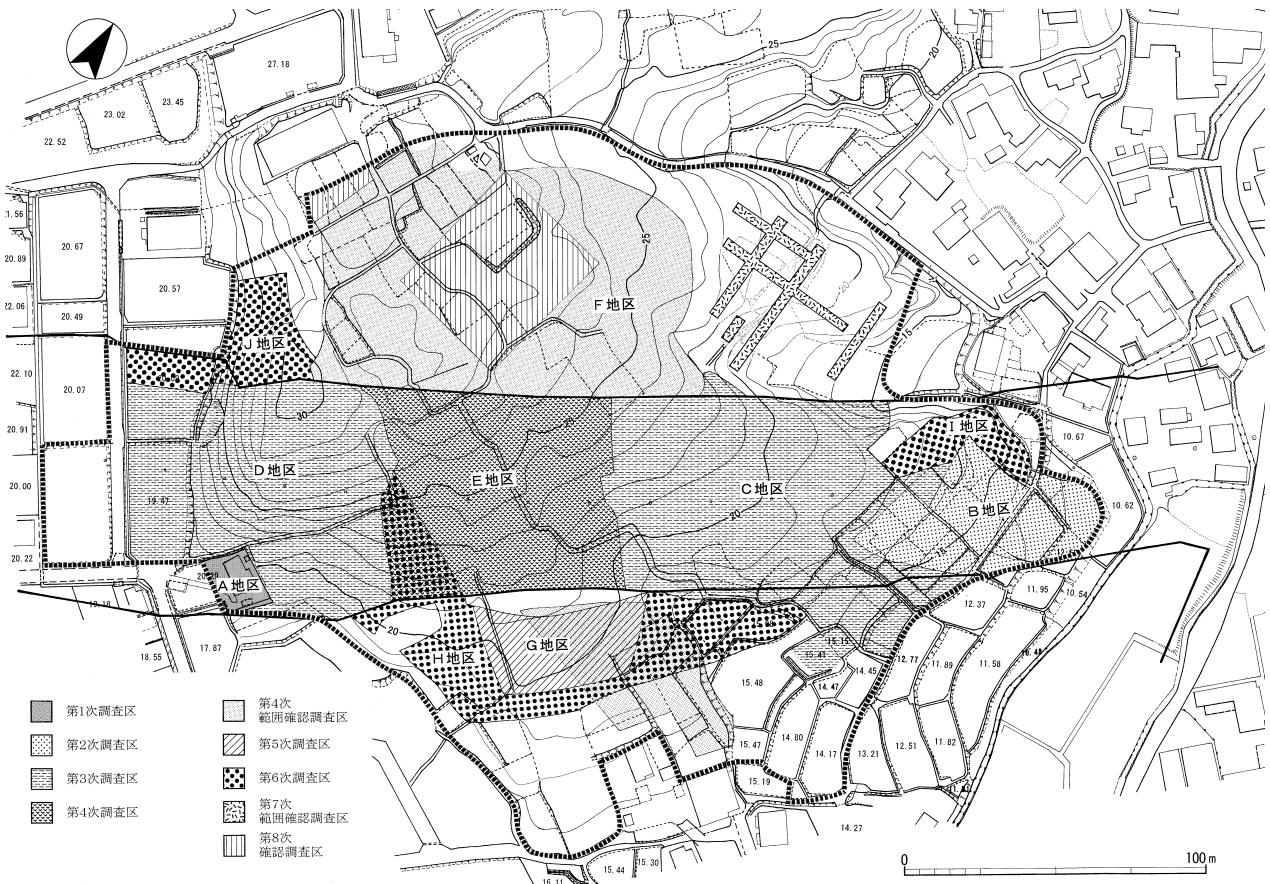
具体的には、ア：正殿の東側に前殿は存在しないか イ：右前脇殿に建て替へはないか ウ：左前脇殿は存在しないか エ：左後脇殿・東西棟の建物に建て替へはないか オ：政庁を取り囲む堀はどこまで存在しているか カ：区画溝の時期はいつかという6つの問題点を設定し、それらを解決するために調査が行われた。

平成15年度以来、今回の調査地である頂部平坦面部分については、青シートによって遺構の保護を行っていた。しかし、長年にわたる年月のためその隙間や押さえのための土嚢袋などから雑草が生い茂り、その除草および除去から始めなければならなかった。さらに青シートの除去後もその隙間から入り込んだ雨水や土砂などが検出面や遺構を傷めており、再度確認のための遺構検出も思うように捗らない現状であった。しかも、7月末頃は連日35℃前後の猛暑が続くと思えば、長雨にも祟られるなど、困難な状況での調査でもあった。また、官報の告示が、調査前には8月上旬頃と予定される中で、それまでに掘削作業を終えなければならないという条件の下、どれほどの成果を上げられるかどうかと頭を悩ましながらの慌しい調査でもあった。

写真については、4×5・ブローニ（6×7）・35mmの3種類を使用し、それぞれモノクロ・カラーリバーサルで撮影した。また、実測については、政庁部分は再遺構検出を行うことが出来た範囲については、縮尺1/20の手書き実測を、区画溝部分は縮尺1/100での平板実測を行った。



第1図 遺跡位置図 (1 : 50,000)



Ⅱ 調査の成果

1. 政庁部分

調査対象とした範囲は、東西 41m、南北 52m の約 2,000 m² である。今回の調査では、調査期間などの制約の中で再精査をすることができたのは、正殿・八脚門・右前脇殿・左前脇殿・左後脇殿周辺などと個々の建物周辺に限られ、政庁域全体を調査することはできなかった。以下に、その概要を記述する。

S B 436（正殿）

桁行 5 間×梁行 3 間で、東面廂を伴う南北棟で正殿と考えられる建物である。今回の精査において、多くの柱穴で掘り方のラインの内側に幅約 5 cm の相似形のラインを確認し、この間には灰色粘質土の埋土がある。新旧 2 時期の痕跡とも考えたが、物理的に形成が不可能であり、この状況は土質の変色かあるいは、掘り方埋土の収縮による隙間への流入と考えて 1 時期と判断した。また、当建物の周辺と内部に直径約 20cm の柱穴も複数確認した。足場穴もしくは床束の可能性もある。なお、北東隅の柱穴の検出高から判断すると建物の南西部分の柱穴のいくつかは検出できるはずであるが、できなかった。

S B 434（八脚門）

正殿 S B 436 の東側で確認した、桁行 3 間×梁行 2 間の建物である。桁行中央が幅広く、戸口を 1 つ備えたいわゆる「三間一戸の八脚門」である。掘り方に切り合い関係や抜き取り痕跡も見られないため、正殿同様に 1 時期と判断した。

なお、この門に取り付く塀の柱穴については、南側で 4 個、北側で 3 個を確認した。南側の柱穴間は 2.4m の等間、北側については 2.25m の等間と思われる。

S B 431（右前脇殿）

桁行 5 間×梁行 2 間の東西棟で、これまで I 期政庁の右前脇殿と考えていた建物である^①。しかし、いずれの柱掘り方も一辺約 1 m 四方の隅丸方形を呈し、S B 436（正殿）よりも大きいことから若干違和感を覚える建物でもあった。しかも東側の柱の場所が正倉院の区画溝（S D 900）により削平を受けており、政庁域を画する塀とどのように取り付くのか詳

細は定かではなかった。

今回、梁行の東側中央の妻柱の痕跡を精査したが確認できず、さらに東へ延びる可能性が出てきたこと、八脚門に取り付く塀の柱穴の並びとずれること、建物方位も政庁の各建物と若干違いがありそうなことから、現 I 期の建物ではない可能性が高くなった。

また、これまではっきりしなかった柱痕の確認に努めた結果、上述の約 1 m 四方の隅丸方形の掘り方の中に、新しい時期の一辺約 60 cm の丸みを帯びた掘り方とその柱痕を確認することができた。なお、古い大きな掘り方に伴う柱の抜き取り痕跡も多くの柱穴で確認できた。その結果、この建物については、新旧 2 時期の可能性があると判明した。また、柱痕間の距離については、すべてが 2.1m の等間ではないことも判明した。

推定左前脇殿箇所

これまで、後世の地形削平により確認できていなかった場所である。今回、建物の南側部分の柱筋の残欠の可能性のある柱穴をいくつか検出した。残存が悪く、桁行などの規模は断定できるには至らず、北側柱筋は後世の削平により検出できなかった。柱掘り方が他の掘立柱建物と比べても小さく、また検出高も下がる場所であり、建物と判断するかどうかは疑問である。

S B 444（左後脇殿）

桁行 8 間×梁行 2 間の東西棟で、I 期政庁の左後脇殿と考えていた建物である。同じ場所でほぼ平行に検出した S D 494 によって切られる。また、南側柱筋の柱穴には中央に地下式礎石^②と思われる人頭台の石がいくつか存在する。建物の概略は掌握できていたが、北側柱筋の内、特に北西隅周辺の柱穴は定かではなかった。

今回の精査により、新たに当建物の柱穴の概ね間に位置するやや小さい掘立柱建物の柱穴がいくつか確認され、建て替えがあることが判明した。切り合い関係が不明瞭であり、新旧関係は判然としない。

S B 438

桁行 3 間×梁行 8 間の東西棟でⅡ－①期に属する

と考えていた建物である。この建物の東側に存在する S B 447（今回は精査することが出来なかった）と北側の柱筋を揃えるため、ともに同時期であると想定していた。また、この S B 438 の桁方向の柱穴の多くが、後述する S B 437 に切られているため古い建物と判断していたが、この建物の方が、新しくなることが判明した。

S B 437

桁行 3 間×梁行 14 間の東西棟で、Ⅱ－②期に属すると考えていた建物である。建物方位は、S B 438 と比べるとやや東に振れる。これまで、南側の柱筋の柱穴のいくつかに上記の S B 438 と切り合うものがあり、この建物の方が新しいと判断していたが、前述のように、新旧関係は逆転している。なお、この建物については、S B 438 よりやや大きい掘り方であり、新旧 2 時期の切り合いも確認した。

詳細な精査は柱穴の 3 ケ所しかできなかったが、おそらく当建物の新旧が 2 時期あり、その後 S B 438 に建て替えられた可能性が考えられる。

S D 494

S B 444 の左後脇殿の建物を切る東西溝で、溝の方位が S B 437 と同じであると判断して、Ⅱ－②期と考えていた溝である。

今回、新たに枅状の痕跡を底面で 3 ケ所確認した。一辺が約 2 m で、残存の深さは約 0.1 m である。同じ様な形状の遺構を正倉を取り囲む S D 312 で確認しているが、残存状態から深さなどに違いはあるものの、防火用水機能の枅状遺構の可能性も考えられる。この溝からは、過年度の調査で須恵器の杯が 1 個体出土しているが、この土器の時期については様々な解釈があり、はっきりとは確定できていない。

今回は精査が中心ではあったが、枅状の遺構を若干掘削した。結果、遺物の出土はなく時期の確定には至らなかった。また、この遺構の東側部分については、後世の溝の掘削などにより地形が削平を受けており、この溝がどのあたりまで、続いていたかも不明である。

S D 498

政庁域のほぼ中央を南から北へ走り、S D 494 の東側で東方向へ直角に折れ曲がる溝である。中世陶器・石臼などがややまとまって出土した。

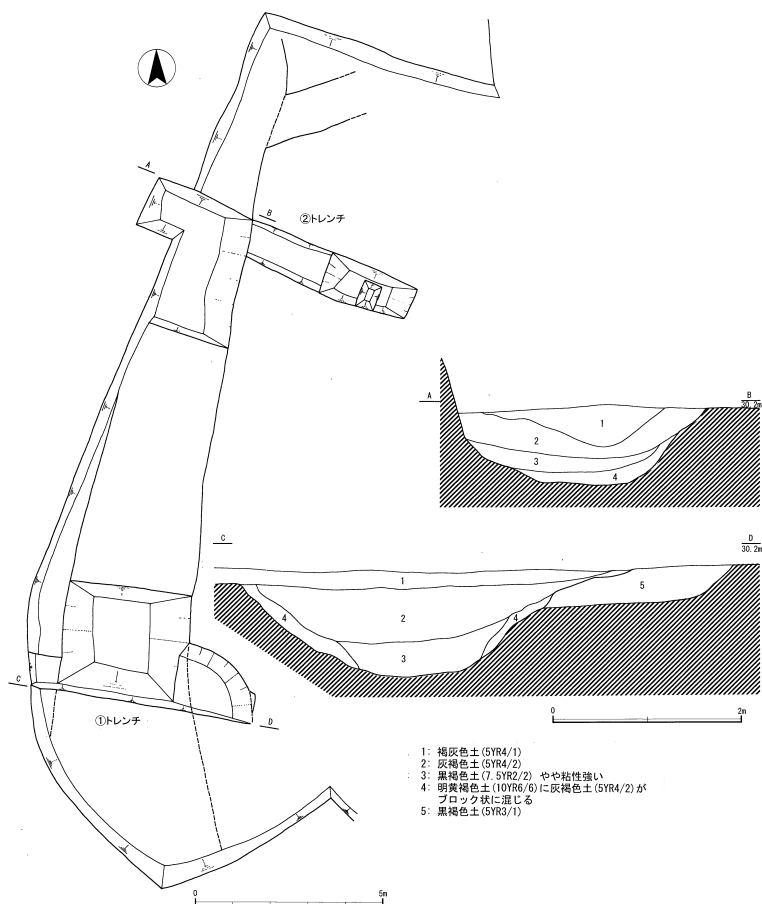
2. 区画溝部分（第 4 図）

調査対象とした範囲は、政庁西側に存在する S D 495 周辺の幅 5 m、長さ 30 m の 150 m² である。

S D 495

丘陵頂部平坦面の最西部に位置する南北方向の溝である。これまで 政庁の左後脇殿を切る形で存在する東西方向の S D 494 と直角を成す可能性があり、時期もⅡ－②期と考えていた。今回の調査では、平成 15 年度に掘削された 2 つのトレンチの再確認と若干の拡張掘削を行った。規模については幅約 5 m、深さ約 0.8 m で、長さは約 45 m 分を確認した。

土層断面観察では大きく 4 層（Ⅰ～Ⅳ層）に分けられた。出土遺物には、弥生後期の土器・須恵器杯身などの細片が多いが、下層のⅢ・Ⅳ層からは 12 世紀前半の山茶碗が出土した。



第 4 図 S D 495 遺構図 (1/200) 及び
トレンチ土層断面図 (1/80)

Ⅲ まとめ

今回の調査では、政庁部分とその西側の区画溝の2ヶ所を調査対象として行った。この部分は、丘陵頂部の平坦面に当たり、これまでの調査成果から判断している遺構変遷の中で、概ねⅠ期とⅡ期に相当する遺構群である。

当遺跡の掘立柱建物群については、大きく3つの時期（Ⅰ～Ⅲ期）に区分し、さらに細分をして6つの時期を提示して、それぞれに性格の異なる変遷をたどることを指摘していた^③。

ここではまず、今回の調査の目的と成果の概略をまとめて、整理しておくことにする。

ア：正殿の東側に前殿は存在しないか

イ：右前脇殿に建て替えはないか

ウ：左前脇殿は存在しないか

エ：左後脇殿・東西棟の建物に建て替えはないか

オ：政庁を取り囲む塀はどこまで存在しているか

カ：区画溝の時期はいつか

この6つの目的の調査成果は、以下の通りである。

ア：前殿は存在しない

イ：右前脇殿については、これまでは現Ⅰ期と考えていた。しかし、規模が東西に広がる可能性、位置や方位から八脚門とは同時に存在しない可能性、また新旧2時期の建物であることが判明した。

ウ：左前脇殿については、今回検出された柱穴を建物としては考えられない。

エ：左後脇殿については、新旧関係は定かではないが、若干位置を東へずらしてもう1つ掘立柱建物が存在することが判明した。また、東西棟建物については、S B 438 と S B 437 の新旧関係の変更とともに、古い S B 437 が2時期、新しい S B 438 が1時期である可能性があることも判明した。

オ：八脚門については、1時期であることの他、その南側で4個、北側で3個の塀の可能性のある柱穴も確認した。

カ：S D 495 の下層であるⅢ層・Ⅳ層から12世紀前半代の山茶碗が出土したことで、積極的に古代の溝であるとは断言できなくなった。

これらの成果を踏まえ、かつ政庁範囲の各掘立柱建物の方位・柱間・棟間などの再度検討も加えて、変遷を考え直さなければならないが、あくまで各々の掘立柱建物などの成果から、押しなべて全体の変遷を考えるにはデータはまだ少なすぎる。

ただし、1時期と考えていた建物が2時期であるとか、建物の性格をどのように考えるか、また建物方位がある程度確定した結果、各々の位置関係なども含めて、いくつかの変遷案が考えられる可能性が出てきたことは事実である。今回詳細な案について、触れることはできないため、今後の課題としたい。

最後に、今年度の調査において多くの成果が得られたかどうかは疑問が残った。しかし、政庁周辺を含めて埋め戻しが行われ、また他の範囲についてもすでに埋め戻しが行われており、再度目的意識を持って行う発掘調査は、後世に委ねなければならない。

その時には、課題となるいくつかの問題点、特に政庁の時期などについては、いくつかの柱穴の段下げや断ち割り作業などを詳細に行うことで判明するものと思われる。

また、八脚門を用い、東を向くという非常に特異な政庁の持つ意味、政庁の場所にその後建てられた長大な東西棟の掘立柱建物群の性格、丘陵斜面に存在する正倉院と同時期の政庁的施設の所在など、さらに周辺遺跡との関係や古代の道なども含め、巨視的に見ていかなければならないことも今後の課題としておく。

〔註〕

①：『久留倍遺跡 範囲確認発掘調査報告書-三重県四日市市大矢知町-』（四日市市教育委員会 2006(平成18)年3月）

②：山中敏史氏のご教示による。

③：註①と同じ

図版 1



SB436正殿（西から）



SB436正殿（北東から）



SB431（北西から）



SD495②トレンチ北壁（南から）



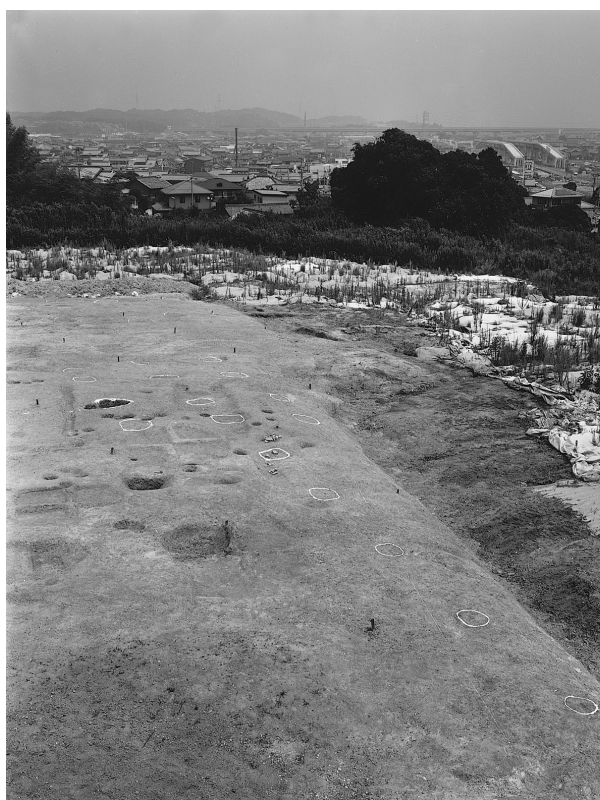
政庁全景（南西から）



SB 444 左後脇殿 (東から)



SD 495 (北から)



SB 434 八脚門と塀 (南から)



政庁北西部分 (南東から)

報 告 書 抄 録

ふりがな	くるべいせき に
書 名	久留倍遺跡2
シリーズ名	四日市市埋蔵文化財発掘調査報告書
シリーズ番号	39
編集者名	服部芳人・濱辺一機
編集機関	四日市市教育委員会
所在地	〒510 - 8601 三重県四日市市諏訪町1番5号 Tel. 059-354-8240
発行年月日	2007（平成19）年3月30日

ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北 緯	東 経	調査期間	調査 対象面積 (㎡)	調査原因
		市町村	遺跡 番号					
くるべいせき 久留倍遺跡	よつかいしおおやちよう 四日市市大矢知町 あざくるべ・あざやないだに 字久留倍・字矢内谷	24202	74	(新) 35° 00′ 54″ (旧) 35° 00′ 42″	(新) 136° 38′ 01″ (旧) 136° 38′ 12″	20060704 ～ 20060726	2,150	学術調査 (国庫補助金事業)
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物		特記事項		
久留倍遺跡	官衙	奈良時代	掘立柱建物・溝	弥生土器・土師器・須恵器・ 山茶碗・中世陶器				

四日市市埋蔵文化財発掘調査報告書 39	
くるべ 久留倍遺跡 2	
— 三重県四日市市大矢知町 —	
編集・発行	四日市市教育委員会
	〒510-8601 四日市市諏訪町1-5
印刷	水九印刷株式会社
発行年月日	2007（平成19）3月30日

この冊子は再生紙を使用しています。